

登録者募集

盛岡市女性人材リスト

市では、市の政策・方針決定過程などの女性の活躍が少ない場や、市の諸事業において、より多くの女性に参画していただくことを目的として「女性人材リスト」を作成しています。

登録の対象者

市内に在住、勤務、通学又は市内で活動する女性で次のいずれかに該当する方

- 仕事や研究、芸術やスポーツなど、各種分野で専門知識や経験を有する方
- 勤務先や各団体で社会活動やボランティア活動をしている方
- 県や市の審議会等の委員又は研修会等の講師の経験を有する方
- 市政や地域の発展に関心があり、市の審議会等又は市の諸事業において活動する意欲がある方

登録の方法

「盛岡市女性人材リスト登録書」を男女共同参画推進室まで持参、郵送、Eメールのいずれかでご提出下さい。

(登録書は市ホームページでダウンロードいただくか、当室までお問合せ下さい)

※登録の期間は5年ごとの更新となります。

活用の流れ



★登録書の提出（登録者→市）



★リストに登録
審議会等の委員や研修会等の講師の候補者となります



★市内に情報提供
担当課において候補者の人選に活用します



★登用依頼（市→登録者）
委員や講師等へ登用したい旨の依頼を行います

市ホームページ



盛岡市女性人材リストQ&A

Q どうして女性に限定しているのですか？

A 市では、性別や年齢に関わりなく、多様な市民が主体的に社会のあらゆる分野の活動に参画して、個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現を目指しています。
その一環として、より多くの女性のみなさまに政策や方針決定の場に参画していただくことを目的として、各分野で活躍されている方々に「女性人材リスト」へのご登録をいただいています。

Q 女性人材リストはどのように活用されるのですか？

A 市における各種審議会等の委員や、研修会・講座の講師等、候補者の人選に役立てています。

Q 女性人材リストに登録された情報は公開されますか？

A 当リストは、市の事業において、女性の人材を必要とする時の資料として活用することを目的としているものであり、外部へ情報提供することはありません。また、個人情報保護管理規程に基づき、適切に取り扱います。

Q 女性人材リストに登録されると必ずなんらかの委員等に就任することになるのでしょうか？

A あくまでも候補者として登録するものですので、委員等の就任を確約するものではありません。
各審議会等において一般公募をしていることがありますので、興味関心がある審議会の場合にはぜひご応募ください。

Q 依頼されたら必ず引き受けなければならないのでしょうか？

A 承諾するかどうかはご判断にお任せします。

Q 市の審議会・委員会って？

A 市の施策等や審査・審議・調査等を行う機関です。学識経験者や関係団体、一般公募等の委員で構成し、各分野の方々から意見を聞き、どうしたら市がもっと暮らしやすくなるのかを話し合う場です。

例) 男女共同参画審議会の委員の場合

任期:2年間

委員数:12名

会議頻度:年1~2回程度

審議内容:男女共同参画に関する取り組みやその他事項に関する審議・評価など

Q 会議に出席して何を話せばいいか不安です

A 市の政策や方針を決定するにあたっては、学識経験者や各種団体の代表者だけでなく、日常生活で感じることや気付いたことのご意見を反映させることも重要です。市民としての目線やご自身の経験を活かしたご意見をお聞かせください。

